

消費税率引上げ分に係る地方消費税交付金の使途に関する説明書

平成26年4月1日に施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、「社会保障施策に要する経費(事務費や人件費等は除く)」に充てるものとされています。

本町の令和5年度一般会計予算における上記経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(うち社会保障財源化分) 73,155 千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 909,235 千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財 源 内 訳					うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)
		国(道)支出金	地方債	その他	一般財源		
社会福祉	社会福祉	272,625	163,415		7,177	102,033	21,935
	老人福祉	92,226	963		36,032	55,231	7,420
	児童福祉	78,522	54,267		2,676	21,579	6,318
社会保険	132,241	42,525		0	89,716	10,640	
保健衛生	333,621	23,256	75,700	37,285	197,380	26,842	
合計	909,235	284,426	75,700	83,170	465,939	73,155	

社会福祉 : 社会福祉協議会事業推進経費、障害者自立支援給付事業、障害者地域生活支援事業など

老人福祉 : 高齢者等福祉サービス助成事業、高齢者等福祉バス運行事業、老人保護措置費など

児童福祉 : 子ども医療給付事業、認定こども園運営事業費、認定こども園管理経費など

社会保険 : 国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金

保健衛生 : 地域医療振興対策事業、予防接種経費、健康増進センター管理運営事業など